

## 再意見書

平成 21 年 7 月 6 日

情報通信行政・郵政行政審議会  
電気通信事業部会長 殿

郵便番号

住所

氏名

電話番号

携帯番号

電子メール

平成 21 年 5 月 26 日付け情郵審第 3013 号で公告された接続約款変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

## 別紙

この度、「電気通信事業法第33条第2項に基づく第一種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正案」に対し、再意見を提出する機会を頂いた事につきまして、御礼を申し上げます。

以下の通り、インターネット接続サービスの利用者として、また、ICT産業事業に関わる者、個人として意見を述べさせていただきます。

### 1. トンネル方式でのNATアダプタの不適切性について

トンネル方式での接続にはNAT機能が付随したアダプタの設置が必須であるが、NATを介在したインターネット接続にはP2P技術を駆使したサービスやサーバプッシュ型のサービス等が利用できなくなる可能性があり、インターネットサービスの利用に制約が発生する。現状、ISPから与えられたIPアドレス数以上の端末を同時接続する場合や、セキュリティ上の目的でNATを設置する場合もあるが、NATを設置するか、しないかは利用者側の選択権であり、通信サービス事業者側から強いるものではない。従って、利用者の利便性を損なう事を前提とした方式の選択は根本的に不適切であると考えます。

### 2. 閉域網内折り返し如何について

トンネル方式において、閉域網内トポロジー上、端末間同士が隣接関係にあったとしても、一度閉域網から出て、ISP間で送受し、再び閉域網内へと戻って来る事になる。ネイティブ方式の場合、閉域網内にある端末間の通信は全て網内で折り返しをするが、トンネル方式では100%折り返しが発生しない。これはあたかも国内端末間の通信をわざわざ海外のIXを介して遠回りさせる事と同じであり、利用者側に対して通信品質を劣化させるだけではなく、ISP側の運用コストを上げ、そのコストを利用者に負担させる結果となりかねない。これはコストを下げて品質を上げるという企業努力の原理原則に反し、通信資源、経済、人的資源の無駄遣いでしかない。少なくともトンネル方式においても閉域網内折り返しの実現性を検討すべきであり、それが不可能であるならば、方式自体に技術的欠陥があるのではないかと懸念する。

### 3. 機能提供時期について

インターネットIPv6接続機能の提供は、平成23年4月以後、準備が整い次第とされて

いるが、トンネル方式、ネイティブ方式とも、この表現では平成23年4月直後、一斉にIPv6接続サービスを開始するであろうことは容易に想像できる。サービスを特定の日時から一斉に開始する場合、多くの障害と問題を生み、コンテンツサービス提供者、および利用者に誤解、混乱を招く事は必至である。したがって開始時期を指定するのではなく、認可後、準備の出来た方式、事業者から順次サービスを開始するというスケジュールが望ましい。

以上